



米国農務省
食品安全検査局プログラム評価執行審査部
遵守調査課

日本向け輸出調査報告書

Golden Veal 社及び Atlantic Veal and Lamb 社

2006年2月14日

認可者:

William C. Smith
プログラム評価執行審査部
部長代理

日本向け輸出調査報告書

目的

本文書の目的は、275 Morgan Avenue, Brooklyn, New York, 11211に本社を置く Atlantic Veal and Lamb社 (Est. 1509A、以下アトランティック社と表記) と2416 East West Salem Road, Creston, Ohio, 44217に本社を置くGolden Veal Corp社 (Est. 1915、以下ゴールデン社と表記) が、米国農務省農業販売促進局(AMS) 日本向け輸出証明(EV) プログラムを遵守せずに子牛をとさつ、解体、出荷、輸出したか否か決定するために、米国農務省(USDA) 食品安全検査局(FSIS) プログラム評価執行審査部(OPEER) 遵守調査課によって行われた調査の詳細を提示することである。アトランティック社及びゴールデン社の記録によれば、日本向けに出荷されていた特選子牛部分肉の一部と全ての内臓については、EVプログラムの条件に合致していなかった。

背景

米国産食肉及び食鳥製品の他国向け輸出は各個に独立はしているが相互に依存した 3 つの部局の活動によって促進されている。すなわち、米国食肉業界、FSIS、AMS である。

米国食肉業界は健康な動物のとさつと、健康的で適切にラベル付けがなされ品質低下の無い食品の準備に関して責任を負っている。米国の食品安全基準への合致に加え、業界は輸入国によって課される全ての条件に製品を合致させる必要がある。例えば、米国や国際獣疫事務局(OIE)のような国際基準決定機関が危険と指定していない特定の牛肉組織の除去を日本は要求している。米国からのある製品の輸出が米国農務省によって認可される以前に、米国食品安全条件及び輸入国の貿易条件の双方が満たされている必要がある。

FSIS は食肉及び食鳥製品の検査と他国への輸出製品証明についての責務を負っている。1999年9月9日に発表されたFSIS 指令 9000.1 「輸出証明」において、これらの責務が詳細に記述されている。FSIS の第一の規制に関する役割は食肉及び食鳥製品が品

日本向け輸出調査報告書

質低下していないか、そして国内及び国際取引において、販売に関する全ての米国の食品安全基準を満たしているか最終的決定を行うことである。この規制に関する活動は、FSIS が USDA の検査印を貼付する時に完了する。しかし、FSIS の職員が製品の輸出に関する証明を行うためには、検査完了後に追加的検証が必要である。

AMS は輸出を認定された施設が輸入国の条件に合致していることを保証する EV プログラムの開発に責任を負っている。これらのプログラムは参加する施設が手数料を支払い、AMS によって認定・監督される。

USDA 検査印と AMS の EV プログラムの組み合わせによって、輸出用の米国産食肉及び食鳥製品が米国の食品安全基準と輸入国の貿易条件に全て合致しているという保証が提供されている。

AMSのEVプログラム

AMS監査審査遵守 (ARC) 室は諸企業のEVプログラム下での食肉供給者適格性についての審査・認定に責任を負っている。EVプログラムは個々の国々の特定製品に関する条件の概要を示している。

EVプログラムによって製品を海外に輸出する施設はまずEV認定を申請する必要がある。この申請によって証明されるべき製品と条件に合致する必要がある生産業務が特定される。

EV認定の適格性を得るために、諸施設は認定済みのUSDA品質システム評価(QSA)プログラムを実行する必要がある。QSAプログラムは、諸施設に対して、特定の製品条件に合致する手法を示しその顧客に一貫した品質の製品を提供する能力を保証するものである。

QSA プログラム認定を得るための条件の一つとして、EV 認定に申請する諸施設は文書化された品質管理システム (QMS) の提出が必要である。QMS は品質マニュアル、文書化

日本向け輸出調査報告書

された特定の製品条件、文書化された QMS 手続き、全 QMS 文書の管理手続き、関連する同施設の記録管理手続きを含む必要がある。

更に、QSA プログラム認定を取得する前に EV 認定申請施設は製品の品質に影響を与える作業を行う従業員が適切な教育、研修、技術及び/又は経験から見て有能であると証明する必要がある。全ての研修は文書化され、記録を保存する必要がある。

AMS の ARC 室の職員は EV 認定された業者を定期的に監査する。これらの予告済みの監査は 1 会計年度（10 月 1 日から 9 月 30 日）当たり最低 2 回行われる。しかし、以下のいずれかの理由がある場合それ以上の予告済み監査が行われることがある：(1) 監査中に多くの大小の不遵守が見つかった場合。(2) 顧客の苦情が実行中のプログラムに関するものである場合。(3) 顧客、貿易相手、又はその他の金銭的利害関係者により表明される特定の監査要請があった場合。(4) ARC 室長によって指示される場合。

適格供給業者は USDA EV プログラム用に AMS が管理するウェブサイトに掲載される。ある国に関する公式リストに掲載された適格供給業者のみが当該国の EV プログラム条件に合致したと認められる製品を供給することができる。適格製品は認定済み EV プログラムのもとで生産され、施設によって同プログラムの条件に合致していると特定される。適格製品に対してのみ FSIS の輸出認定が発行され、輸出条件に関する FSIS ライブラリに掲載される。

合意の一部として、せき髄及びせき柱（胸椎及び腰椎の横突起、仙骨翼、尾椎を除く）は日本向け輸出製品から除去する必要がある。

日本向け輸出条件の合致のため EV プログラムを用いるという合意は以下の活動の結果である。

日本による米国産牛肉受け入れまでの経過

2004 年 4 月 24 日： 農業・海外農業担当ペン農務次官が農務省内のチームを率いて日

日本向け輸出調査報告書

本政府と牛肉貿易再開を討議した。会合の結果として、日本政府と米国政府は積極的に協議に入ることに合意した。協議の中には牛海綿状脳症（BSE）管理と食品安全に関する問題を討議するための専門家及び技術スタッフによる一連の作業部会会合も含まれていた。両国政府は米国産及び日本産牛肉に関して2004年の「夏ごろ」までの貿易再開を導くプロセスについても合意した。

合同作業部会会合-2004年5月18日から19日；6月28日から30日；7月21日から22日：日本及び米国からの技術及び学術専門家から構成された作業部会は実務レベル会合であつた以下を含む特定の問題について討議した：BSEの定義と試験方法、SRMの定義と除去方法、適切なサーベイランス、適切な飼料規制実施、リスク分類/各国の現状、牛の月齢判別。これらの会合の結果、BSEに関して入手可能な最良の科学的情報が交換された。特に日本の専門家たちは20ヶ月齢以下のと畜牛についての全頭検査を停止することが可能であるとの認識を示した。

2004年10月4日から5日：更に残存する技術的問題を討議し日本側の技術専門家に米国のと畜牛と牛肉生産システムに関する直接の視察機会を与えるための技術会合がコロラド州で開催された。

2004年10月15日：とさつ時の全頭検査の有効性に関する食品安全委員会による事実認定の結果、日本政府は食品安全委員会に対して20ヶ月齢以上の牛に対する検査を義務的なものにする規制案を提示した。プリオン専門調査会は規制案についての審査を開始した。

2004年10月23日：ペン農務次官が省庁間のチームを率いて合同作業部会の結論を検討し、貿易再開のための特定の条件について討議した。これらの条件は共通の理解を基礎として了解された。記録及びA-成熟度による個体及び群の識別を含めた月齢判別方法についても確立した。これらの討議によってUSDA AMSが日本向け牛肉輸出証明（BEV）プログラムを起草するための要素も確立された。

日本向け輸出調査報告書

2004年11月3日：AMSはEVプログラムの案をウェブサイトに掲載し、業界が監査の準備を行う助けとした。諸施設はプログラム用の文書提出を開始することが可能となった。
注記：EVプログラム案において何らかの変更があった場合、申請諸施設に対して補足的文書を要求するとされていた。

2004年12月2日から3日：日本政府代表団がカンザス州を訪れ、20ヶ月齢以下の月齢判別とSRM除去に関する技術的問題について、10月23日の共有理解に沿って討議した。この技術代表団は再び我々の牛及び牛肉生産システム、USDA工程検証システムに関して直接知識を取得するため、と畜施設、フィードロット、牧場を訪問した。

2004年12月16日から17日：ランバート次官補が農務省代表団を率い、月齢既知のと畜牛に関するEVプログラムの詳細を論じ、月齢と生理学的成熟度の相関性に関する研究結果を提示した。

2005年1月19日：マーケティング・規制担当ランバート次官補が代表団を率いて日本を訪問し、日本側の専門家会議に生理学的成熟度と月齢との関係に関する報告書を提示した。A40の段階を用いることで20ヶ月を超える牛を日本向け輸出製品から排除することが可能であると研究は証明した。

2005年2月8日：日本の専門家会議は、公式の会合において、A40段階レベルは21ヶ月齢以上の牛の肉を日本向け輸出から排除するのに効果的であることを証明した研究を受け入れた。

2005年2月10日：ランバート次官補はデジタルビデオ会議(DVC)を通じて交渉相手と会合し、日本向けEVの最終的な詰めの討議を継続した。

2005年2月18日：日本大使館はペン次官に日本政府がUSDAに対して、輸入米国産牛肉が20ヶ月齢以下であることを保証するA40の生理学的成熟度手法の論拠を補強するため、20ヶ月齢以上の牛に関して更に200頭の枝肉について試験結果を提供し、更に米国の牛肉段階付けシステムの評価をするため別の日本チームを米国に送る旨希望してい

日本向け輸出調査報告書

ると通知した。

2005年3月28日： 日本の（食品安全委員会）プリオン専門調査会は、20ヶ月齢以下のとさつされたと畜牛に関する全頭検査免除を認める日本政府による規制を了承した。注記：そのすぐ後、日本の国会は全ての都道府県に対して自発的に20ヶ月齢以下の牛の検査を継続するための助成金支出を議決した。全てのと畜場は現在3年間有効の助成金プログラムに参加している。

2005年3月31日： 食品安全委員会はプリオン専門調査会に20ヶ月齢以下の牛の検査を免除する政府規制に関する3月28日の報告について了承した。

2005年4月25日から27日： 米国政府及び学術専門家の代表団が日本を訪れ、日本政府と技術的会合を行い、様々な公式行事に参加して米国産牛肉の安全と品質を説明した。日本向けEVプログラム案は、日本のBSE対策との同等性に関する食品安全委員会の予想される答申結果に応じて将来改訂されるかもしれないということを前提として、暫定的最終案となった。AMSは日本向けEVプログラムに関する現地監査の準備作業を始めることができるようになった。

2005年5月6日： パブリックコメント期間の終了に続き、食品安全委員会は20ヶ月齢以下の牛についてとさつ時の義務的BSE検査を免除することに関するプリオン専門調査会の審議を公式文書化した答申を発表した。

2005年5月8日から11日： 日本政府の技術チームが2班米国を訪れ、更に現地調査を行い米国の飼育慣行に関する追加的質問をし、生理学的成熟度に基づく月齢判別に関する米国の能力と米国諸施設におけるSRM除去慣行について評価を行った。

2005年5月24日： 日本政府は食品安全委員会に対して「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出証明プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食

日本向け輸出調査報告書

品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」について評価するよう諮問書を送った。EV プログラムの条件に関する同等性についての最終的評価は日本による米国産牛肉禁輸解除の基礎になると思われた。

2005 年 8 月 8 日： 米国政府は衛生条件案について、EV プログラム下の対策案が日本の国内対策と同等であるとの食品安全委員会の最終的決定が発表されるまで、いかなるものも最終的なものとはなり得ないと評価した。そのため、現段階で暫定的に合意された衛生条件のいかなる側面も食品安全委員会の答申結果に基づく改訂対象になる。

2005 年 10 月 31 日： 食品安全委員会プリオン専門調査会は暫定的 EV プログラムの条件に基づき出荷された米国産牛肉と日本の国内 BSE 対策の下で生産された日本産牛肉の間のリスクの差は極めて小さいという結論の報告書案を発表した。

2005 年 11 月 2 日： 食品安全委員会が開催され、プリオン専門調査会の報告書案を受け入れて 2005 年 11 月 29 日に終わる 4 週間のパブリックコメント期間を開始した。

2005 年 11 月 4 日： ランバート次官補に率いられた USDA 代表団は農林水産省及び厚生労働省と会合し、衛生条件案及び日本向けの牛肉を輸出する米国の施設に関する日本政府の来るべき査察に関する討議を継続した。

2005 年 12 月 8 日： パブリックコメント期間終了に続き、食品安全委員会は日本向け EV プログラム案に基づく米国の対策は日本で施行されている対策と効果において同等である旨のプリオン専門調査会の結論を公式文書化した答申を発表した。この決定によって輸入再開への規制的障壁は存在しなくなった。

2005 年 12 月 9 日： 食品安全委員会の答申の規定に基づき、日本政府は家畜衛生条件の最終案をまとめた。日本の首席獣医官 (CV0) は同案を正式に米国側の CV0 に伝えた。米国側の CV0 は同条件案の規定を受け入れた。

日本向け輸出調査報告書

2005年12月12日： 日本政府は証明を受け入れ、米国産牛肉禁輸は正式に解除された旨発表した。この発表によってAMSは、日本の食品安全委員会の答申の結論及び家畜衛生条件の最終的規定を受けて、4月案から変更の無かった暫定的EVプログラムを最終版とした。AMSはEVプログラムをウェブサイトに掲載し、日本向けに米国産牛肉の輸出を希望する米国施設の現地監査を開始した。

2005年12月14日から23日： 日本政府は米国の11の施設について査察を行った。AMSは日本政府の職員が訪問する以前に日本向けの製品の生産を監査するためこれらの施設全てを監査した（それ以前は、諸施設が日本向けに特有の条件下で生産を行っていなかったため）。日本政府の査察は本質的には2回目の査察であったが、いずれにせよ査察中に違反工程が発見されれば矯正措置の対象となった。

2006年1月23日から29日： 日本政府職員は米国産牛肉の日本向け輸出適格性を有する次の10施設への査察を行う予定であった。この査察は、認められていないせき柱を含んだ子牛肉の日本への出荷があったために延期された。

USDAは子牛肉は適格性を有するよう求めていた。2005年12月8日、USDA海外農業局は日本向けの子牛肉がEVプログラムの条件を満たさなければならない旨の連絡を日本から受け取った。日本の査察チームは12月半ばに米国を訪問し、その時に子牛肉の追加に関して話し合われた。牛肉製品と同様に日本は全ての子牛肉製品がUSDAのEVプログラムの下で認定されるべきことを要求した。

子牛肉は一般的に雌雄を問わず子牛又は約16週齢から18週齢で体重が約450ポンド程度の未成熟な牛の肉と認識されている。食肉用子牛のその他の顕著な特徴は粗飼料や粗い粒の乾燥穀物を排除した特別な飼料で飼育され、機能的な反芻胃を有しないことである。とさつ時においては食肉用子牛の月齢は常に20ヵ月齢以下ということになる。子牛肉は成牛肉とは色、きめ、組織学的特徴が異なっているにも関わらず、子牛肉の大分割又はそれより小さく分割された部分肉の多くは成牛肉と同じように生産されている。通常取引されている子牛及び成牛の部分肉の参考資料は施設食肉製品特定品目番号(IMPS)シリーズ300(生鮮子牛肉)及びシリーズ100(生鮮牛肉製品)である。IMPSはUSDA AMS

日本向け輸出調査報告書

のウェブサイト入手可能である (<http://www.ams.usda.gov/lsg/stand/imps.htm>を参照)。

日本チームは2005年12月22日にEVプログラムに関して全般的な指摘を行い、これらの指摘は2005年12月30日に完全に実施された。

アトランティック社は最初かつ唯一の子牛肉の日本への出荷を行ったが、これは日本からの依頼の注文に応じたものである。

日本向けのEVプログラムではせき髄及びせき柱の除去が必要とされている。衛生的に除去された舌及び頬肉は認定されたEVプログラム下で生産された場合は適格性を有する。生産施設は製品出荷及び配送の前に、製品が条件に合致するよう、製品の品質を監視し、適切に記録する必要がある。

日本向け EV プログラムのもと、生産施設は月齢判別のための 3 つの方法（個別牛月齢判別、牛群月齢判別、枝肉評価による月齢判別）のうちの 1 つを用いることが可能である。生産施設は全生産過程を通じて適切な方法によって製品を識別するために特異の文書化された手続きを有している必要がある。

生産施設はプログラム条件遵守の証拠となる記録、特定製品条件及び QMS の効果的運用の証拠を提供するために記録を作成し維持する必要がある。出荷記録（積荷証券等）は「本製品は日本向け EV プログラム条件に合致している」という文章が記載され、製品と製品量を明確に識別可能とすることが必要である。適格性を有する生産施設によって生産され、日本向け EV プログラム条件合致を識別された適格性を有する製品は「本製品は日本向け EV プログラム条件に合致している」という文章が記載された FSIS 輸出証明書を受領できる。

アトランティック社の出荷に関する詳細

ゴールデン社のと畜場とアトランティック社の部分肉処理施設の 2 つの工場が子牛肉

日本向け輸出調査報告書

輸出の証明書を要請した。アトランティック社は日本に本社を置く日本シイベル・ヘグナー社■■■■氏からの2005年12月27日付の依頼の注文に応じて最初で唯一の日本への子牛肉の出荷を行った。ゴールデン社はEV認定を得た21個の子牛の枝肉とその他14の種々の子牛肉製品をアトランティック社に2006年1月11日に出荷した。アトランティック社はこの出荷品から種々の子牛肉製品を集めて加工し、2006年1月18日に日本へこれらの製品を送った。

2006年1月19日、子牛肉製品が輸出証明書MPF-455144に基づき日本に到着した。日本到着と同時に検査によって41箱のうち3箱が日本のEVプログラムに基づき米国から日本に向けて輸出することが禁止されていたせき柱を含むことが明らかになった（ホテルラックとトリムドロイン）。

2006年1月20日、FSISは日本国が米国からの全ての牛肉製品の輸入を停止する旨の通知を受け取った。この決定は、日本がアトランティック社から子牛肉の輸出出荷品を入れた際、3箱の製品にせき柱の一部が含まれており（ホテルラックとトリムドロイン）、EVプログラム条件に違反したことが原因であった。

調査事実

条件

2005年12月12日、USDAは日本市場が米国産牛肉製品に対して再び開放されたと発表した。この輸出合意のもと、米国は日本へ20ヶ月齢以下の牛から生産された生鮮/冷凍の牛肉及び牛内臓並びに子牛及び子牛内臓を輸出した。合意の一部として、せき髄及びせき柱（胸椎及び腰椎の横突起、仙骨翼、尾椎を除く）は日本向け輸出の全ての製品から除去する必要がある。適格性のある牛肉及び牛内臓並びに子牛及び子牛内臓は、認定済みのAMS EVプログラムに基づき生産する必要がある。

日本向け輸出調査報告書

日本からの子牛製品注文

2005年12月12日、アトランティック社に様々な子牛肉製品を注文した会社の代表である■■■■氏はアトランティック社会長であるピアレス氏に対して、ピアレス氏は日本向けEVプログラム無しに現在の在庫を日本に輸出することはできないという旨の電子メールを送った。

2005年12月12日午後7時56分電子メール

宛：フィリップ・ピアレス

発信元：■■■■■

「よくご存知と思いますが、USDA AMS は (<http://www.ams.usda/ARC1030J.pdf>)<http://www.ams.usda.gov/lsg/arc/ARC1030J.pdg>)で日本向けEVプログラムに関する認定済みQSAプログラムのある企業のみ製品にラベル付けし販売が可能であると述べています。日本向け輸出の適格性を有し、牛肉及び牛内臓を供給できる企業はFSISのウェブサイトに掲載されることとなります。」

「米国食肉輸出連合会の日本事務局によれば、

- 1, 上記の事項は子牛肉についても適用される。
- 2, QSAプログラムの承認後に作られた製品のみが輸入されることになり、つまり御社は現在の在庫を日本に輸出できません。」

2005年12月13日、日本シイベル・ヘグナー社■■■■氏はEV認定に関して再びピアレス氏に電子メールを送った。

2005年12月13日午後4時31分電子メール

宛：フィリップ・ピアレス

発信元：■■■■■

「親愛なるフィリップさん

日本向け輸出調査報告書

御社が以下のウェブページで今日リスト入りすることを期待しています！

<http://www.ams.usda.gov/lsg/arc/evjapanlisting.htm>.

どうか連絡を絶やさないください。」

■■■■■

DKSH - 市場情報

■■■■■

IFP 部門販売担当執行役員

日本シイベル・ヘグナー株式会社

<http://www.dksh.com>

これらの電子メールは日本シイベル・ヘグナー社がアトランティック社に注文をしたいという最初の意思表示であった。

2005年12月27日、日本に本社を置く日本シイベル・ヘグナー株式会社■■■■■氏はピアレス氏に電子メールを送り、以下のような様々な子牛部分肉を注文した。:

- ホテルラック(7片)1箱 - 合計 45 ポンド
- ホテルラックチョップ4箱 - 準備済み(7片) - 合計 44 ポンド
- 骨無しリブアイ1箱 - 合計 16 ポンド
- トリムドロイン骨無し(1x1)1箱 - 合計 16 ポンド
- トリムドロイン (4x4)2箱 - 合計 34 ポンド
- ストリップロイン1箱 - 合計 13 ポンド
- トップラウンド1箱 - 合計 18 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6箱 - 合計 264 ポンド
- プレート 2箱 - 合計 50 ポンド
- フルテンダー 1箱 - 合計 16 ポンド
- テンダーロイン1箱 - 合計 10 ポンド
- 胸腺 25箱 - 合計 250 ポンド

日本向け輸出調査報告書

- タン（舌）1箱 - 合計10ポンド
- 骨1箱 - 合計60ポンド

本電子メールにおいて、■■■■氏は「1月16日に注文の品を送ってください」と述べている。

認定プロセス

アトランティック社会長のピアレス氏は USDA FSIS 職員に対して 2005 年 12 月 13 日に電子メールを送付し日本向け輸出認定取得プロセスについての懸念があること、自らの事業において日本への製品出荷が重要であることを強調した。

2005 年 12 月 13 日午後 4 時 49 分電子メール

宛: Rick.Harris@usda.gov; dana.stahl@usda.gov.

Cc: マーク・ドップ

事項: 日本向け子牛肉輸出

発信元: フィリップ・ピアレス

「ハリーさん、

アトランティック社はニューヨークのブルックリンに本社を置く子牛肉の会社です。過去 15 年間、日本に子牛肉製品を出荷してきました。日本市場は私達の事業にとって極めて重要なものとなっていました。禁輸前、私達は 300 人を超える従業員を雇用していました。日本市場への禁輸の結果、利益が無くなったため私達は 75 人分の仕事を減らさざるを得ませんでした。牛肉業界全体で言えば、私達の数は少ないものですが、私や小規模家族経営の子牛農家たちにとっては大きな影響があり（カナダ向けの子牛生産の喪失も含みます）、禁輸とその後の輸出再開は私達にとってとても重要な問題なのです。

日本向け輸出調査報告書

4月のことですが、輸出再開を期待して私は個人的に日本を訪問しました。私達の顧客は皆熱心に子牛の出荷を待っていました。私は、6ヶ月前に部下で品質管理責任者のエルヴィラ・クーニャに禁輸解除の際、私達が支障なく営業できることを確認するためFSISとARC室に電話させました。何回かのやり取りの後、2005年7月12日付けでデイヴィッド・ヒルドレス氏から、FSISによれば子牛専門の施設については日本向けBEVプログラムは不要という旨の電子メールを受信しました。私はこの情報を日本における代理人に送信しました。」

「先週、日本の代理人と話し、今週にも禁輸が解除されるという見込みがあり、今週に出荷せよとの注文を受けることになるとのことでした。私は品質管理責任者のエルヴィラ・クーニャにUSDAと輸出関係書類を確認するように指示しました。2日待ちましたがFSISからは何の音沙汰も無く、私は自分で各方面に電話しました。遂にARCのQSVPプログラム管理者であるダイナ・スタールから本日午前に返信を受けたところ、子牛肉施設は日本向けEVQSAが必要で、日本向けのEVプログラムとQSAプログラムの認定の申請を送付しなければならないと伝えられました。彼女によれば、1月中に申請書を受領し、それから監査予定が組まれるとのことでした。」

子牛製品はそもそも日本向け禁輸に含まれるべきではありませんでした。カナダで最初にBSEが発生した時、米国はカナダ産の「牛由来」製品を直ちに禁輸しました。カナダは自国の子牛肉産業の側に立って、米国に対して子牛はその月齢と授乳による食餌のために、そもそも禁輸対象にはならないと苦情を述べました。米国はこの申し出に同意し、カナダ産の子牛肉を禁輸から除外し、子牛肉はSRMを含むものさえ米国に出荷が認められました。米国は日本人たちに対して米国産子牛肉に関しても同じ扱いをすべきであったのに、子牛肉業界に顧慮したカナダ政府と異なり米国政府は子牛肉業界を牛肉業界の犠牲として用いる方がよいという決断を下したのです。

今日、私がARCのウェブサイトを訪ねて昨日の時点（確か昨日が禁輸解除の日だったと思います）で日本向けの出荷を認定され、掲載された全ての企業名を閲

日本向け輸出調査報告書

覧しながら、おかしなことに地方の下院議員が直接私たちを代表してくれた方が時には良い結果になるのだなあと思いました。

少なくとも、政府が私達に誤情報を与えたわけであり、私が求めることは ARC が極めて早急に私の申請についての審査を通し、来週には監査官をここに派遣してくれることだけです。以前にもプログラムはありましたし、何をしなければならぬか分かっています。何よりも6ヶ月前にも BEV プログラムに関する監査を要求して、その時には必要無いと言われていたのです。自分たちはあなた方の助けにはなれないと言われていたのです。

日本の代理人には、米国政府が前に私に言ったことに間違いがあったので、待機するように言うつもりです。そして、子牛産業において職を失った人々にも待ってほしいと言うつもりです。大事なことは、カーギル社とスミスフィールド社は今週出荷できるということで、それが米国政府や経済にとって一番大事なことだということです。

敬具

フィリップ・ピアレス

会長

Cc: クリントン上院議員

シューマー上院議員

USDA AMS ARC 室の QSVP 管理官であるダイナ・スタール女史はピアレス氏と12月半ばに会談し、彼ができる限り速やかに日本へ子牛肉を輸出することを望んでおり、にもかかわらず EV 認定申請には時間がかかることに不満を持っていることを確認した。証拠書類 5